

令和7年度就学援助申請書

(宛先) 飯能市教育委員会 教育長

下記の理由により、就学援助費の受給を申請します。

【記入上の注意】

- ※この申請書は在籍している学校ごとに提出してください。
- ※学校名・学年は4月以降の進学先の学校・学年を記入。

申請年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請者 (保護者)	飯能 太郎
住所	〒 357-0021 飯能市大字双柳1-1
電話	042-973-0000

該当児童生徒氏名	
学校名	●● <small>小学校</small> 中学校
学年	氏 名
◆ 年	飯能 夢馬
◆ 年	飯能 一郎
年	

どちらか○で囲んでください。

◆世帯状況(生計を共にしている方全員を記入してください。)

	ふりがな 氏 名	児童生徒 との続柄	生年月日	勤務先または学校名・学年	備 考 (こちらには記入 しないでください。)
1	はんのうたろう 飯能 太郎	世帯主 (父)	S50.4.5	有限会社●●●●	
2	はんのうはなこ 飯能 花子	母	S51.2.1	●●食品	
3	はんのうむうま 飯能 夢馬	本人	H24.1.1	●●中学校 ◆年	
4	はんのういちろう 飯能 一郎	本人	H26.7.7	●●小学校 ◆年	
5	はんのうやまこ 飯能 山子	妹	R3.3.3	▲▲保育所	
6					
7					
8					

氏名欄はふりがなを記入してください。

◆就学援助申請理由(該当する番号いずれか1つを○で囲んでください。)

① 生活保護の停止または廃止(年 月 日)	⑥ 国民健康保険税が減免または猶予されている
② 児童扶養手当を受給中、または申請中	⑦ 上記①～⑥以外で、経済的に困窮している世帯
③ 世帯全員の市町村民税が非課税または減免されている	理 由 必ず理由を 記入してください。
④ 国民年金保険料が減免されている	
⑤ 個人事業税または固定資産税が減免されている	

*③～⑦の方は添付書類が必要です。詳細については、「令和7年度就学援助制度のご案内」をご確認ください。

【同意書】

就学援助の認定審査及び事務に際し、飯能市教育委員会が行う下記の事項について同意します。

- ①住民基本台帳を閲覧すること。
- ②令和7年度市・県民税課税資料を確認すること。
- ③児童扶養手当法に基づく児童扶養手当受給の有無を確認すること。
- ④生活保護法に基づく教育扶助受給の有無を確認すること。
- ⑤就学援助の受給が決定した場合において、通学校にて集金や給食費等の滞納があるときは、就学援助費の保護者口座への振込みを停止し、学校長口座へ振込むこと。
- ⑥学校長及び民生委員に意見を求めること、及び教育委員会が必要と認める場合、就学援助費の支給状況等について、他の関係機関に提供すること。

同意書・委任状
記名・押印を忘れずに！

保護者氏名 飯能 太郎 印

【委任状】

就学援助の受給が決定した場合、令和7年度において飯能市から受ける学用品費等の請求事務及び学校給食費の受領・返納に関する一切の権限(事務)を学校長に委任します。

同意書・委任状
記名・押印を忘れずに！

保護者氏名 飯能 太郎 印

◆審査結果の通知について、希望する方法を○で囲んでください。

(普通郵便での郵送 ・ 学校教育課窓口で受け取り)

◆令和6年度新入学児童生徒学用品費(入学前支給)の支給を受けましたか。(○で囲んでください。)

(受けた ・ 受けていない) ※小学1年生・中学1年生のみ回答ください。

他市区町村からの転入者の場合、転入前の市区町村において同様の支給を受けたかについてご回答ください。

◆令和6年度に就学援助の認定を受けていましたか。(○で囲んでください。)

(受けていた ・ 受けていない)

◆振込先口座 (令和6年度に就学援助を受けていた方も、必ずご記入ください。)

金融機関名	● ● ●	銀行 信用金庫 農業協同組合	◆ ◆ ◆	支店
口座番号	1234567	預金種目	○ 普 / 当	
口座名義人	(フリガナ) <u>飯能 太郎</u>			

口座名義人はフリガナを忘れずに記入してください。

※ゆうちょ銀行の支店名は漢数字三桁になります。通帳をご確認ください。(例：〇三八支店・〇一八支店)

※原則として振込先口座は申請者の口座となります。振込先口座が申請者と異なる場合は、必ず委任状を添付して提出してください。(委任状については学校教育課または在籍校へお問い合わせください。)

※小・中学校に該当児童が在籍している場合、振込先口座は一つに統一してください。(兄弟で兄が中学生、弟が小学生など)

*こちらには記入しないでください。

決定欄

該当のある場合はご確認ください。

認 定	却 下
認定基準 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦に該当 (⑦の場合 生活保護基準の 倍) 令和 年 月 日 から	理由